④　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が施行令第26条第23項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替（同条第24項の規定により読み替えられた同号に規定する修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（法第41条の19の３第１項第１号に規定する高齢者等居住改修工事等を含む。）、施行令第26条の４第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）、施行令第26条の28の５第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第11項に規定する設備の取替え若しくは取付けであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

ロ　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

ハ　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

⑶　証明者が登録住宅性能評価機関の場合

①　「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が施行令第26条第23項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替（同条第24項の規定により読み替えられた同号に規定する修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（法第41条の19の３第１項第１号に規定する高齢者等居住改修工事等を含む。）、施行令第26条の４第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）、施行令第26条の28の５第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第11項に規定する設備の取替え若しくは取付けであることにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について次により記載すること。

イ　「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

ロ　「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

②　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が施行令第26条第23項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替（同条第24項の規定により読み替えられた同号に規定する修繕若しくは模様替を（一般断熱改修工事等）含む。）、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（法第41条の19の３第１項第１号に規定する高齢者等居住改修工事等を含む。）、施行令第26条の４第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）、施行令第26条の28の５第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第11項に規定する設備の取替え若しくは取付けであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

イ　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第６条により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

ロ　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

ハ　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

⑷　証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

①　「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が施行令第26条第23項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替（同条第24項の規定により読み替えられた同号に規定する修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（法第41条の19の３第１項第１号に規定する高齢者等居住改修工事等を含む。）、施行令第26条の４第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、